

Title	婆羅門教法制に現はれし徴利思想
Sub Title	
Author	芳賀, 忠次
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1925
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.19, No.1 (1925. 1) ,p.131- 151
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19250101-0131">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19250101-0131</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の名目論者に由り主張せられ、既に有力なる學說となりつゝありたり。然るにスミス以後、該用語は金屬主義者に由り、單に結論相似たるの故を以て、其の根本精神を異にする學說を意味せしめらるゝに至りぬ。(本節に述べたる論客の貨幣論は高橋誠一郎教授により本誌上に於て既に紹介せられたるもの多し。附記して讀者の參照に便す。)近世初期に於ける貨幣制度の紊亂とベルナルド・ダブロンザチの貨幣論(第八卷第九號第十號、ジョン・ロックの利子學說)第十二卷第十二號(以上經濟學史研究收載)「デウイド・ヒームの貨幣論」第十四卷第三號)

今や吾人はスミス以前の貨幣價值論を検討し終れり。斯くて吾人は正統學派貨幣價值論生誕の沿革を知得し、主觀的貨幣價值論の萌芽を探求し、貨幣數量説を檢覈し、法制的名目學說の先

## 婆羅門教法制に現はれし徵利思想

芳 賀 忠 次

古代諸國は徵利に關する思想に於て歩調を俱にして居つた。其を非難せる根據たる理論に於ては各自年代を異にし地域を異にし、特有なる社會組織と特有なる哲學、宗教を保持するに從て差異を生じ、一方の哲學的なるに反しく他方は宗教的、一方の實踐的なるに反して他方の論理的なるは免れ難きも、しかも何れも徵利を非難して單に禁止せらるべきのみに非ずして一の罪惡と做し敢て犯す者は罪人として一定處刑を課せらるべきものと爲す事に於て一致して居つた。古代の社會は等しく高利に苦しんで居つ

は爰にあらざして、寧ろ是等を背景として貨幣本質觀と貨幣價值論との關係の一斑を描出せんとするに在り。詳言すれば、貨幣を目的と觀じ、以て實體價值を必要とするに至り、斯くて貨幣價值を支配する理法を一般經濟價值論に覓むるに至れる一派と、貨幣を手段と觀じ、以て實體價值を不必要とするに至り、斯くて貨幣價值を支配する理法を一般經濟價值論より獨立せる土臺の上に建立するに至れる一派とを對比するの一事に存す。何故に然るやの問題には爰に觸れず、其は別個の問題を形成す。(完)

た。當時に於ける資本の寡少なるは、貸手の有力なる土豪にして借手の貧弱なる農民たる場合多く且つ其は主として消費の爲になされし的事實は利率を自ら高歩に置き、社會全般を困窮の淵に沈淪せしめた。徵利貸借は貧窮せる農民を益、窮迫に苦しましめて寡少に有する者より其有する寡少なる物を奪ひて多額に有する者には是を與ふるの事實を示し、當時にありては貸金業よりも多額を所得し得る産業は存しなかつた。而して斯くの如き事實こそ等しく古代諸國に於て徵利を目して罪惡なりと做さしむる原因を爲すものであつた。

希臘に於ける Platon, Aristoteles の利子に對する態度、羅馬に於ける十二銅表を以つてする利子の制限、Cato Cicero, Sances, Pliny, Columella 等の徵利に對する非難、舊聖書に表はれし希伯來の徵利思想、新約聖書並に原始基督

教、教父、長老の微利に對する非難等は既に中世期、教會法の微利論と關聯して既に知悉せらるゝ所である。埃及の法制に於ても利子の制限

に關して明細なる規定を定めて峻烈を以て是に臨み、可能的に微利の行はるゝ範圍を極少ならしめ様を企圖して居る。

存し、法典は利子が原本と同額に達する時、最早増大する事なきを定め(岡村教授、利息制度、京法十卷五號)ハムレット法制も等しき態度

註、婆羅門(Brahman)刹帝利(Kshatriyas)吠舍(Vaisyas)首陀羅(Sudra)は所謂印度種姓に於ける四姓にして僧族、武士族、庶民族並に隸屬族である。斯うして貴族たる二姓には微利を禁じ、一般の産業階級にある人々にのみ是を認めた。

禁せり。Gide, C.: Cour

II

d'Economie Politique, translated from the 3rd Edition. 1913, p. 554)

婆羅門法制に表れし微利思想を考察する前に

洵に希臘、羅馬、希伯來、埃及、波斯に於けると等しく古代印度に於ても微利は非難せられた。婆羅門教の法經(Dharmasutra)法典(Dhar-

古代印度に於ける微利貸借の實際に關して其一班を窺ひ知るの要がある。しかも婆羅門法制を除く他の一切の文書、即ち法經法典以外の一切の婆羅門教典、原始佛教に關する一切の經書、

masstra)は微利を婆羅門族、刹帝利族に禁じて吠舍、首陀羅の兩族にのみ許さるゝべきとなし、しかも微利貸借なる特別なる一項を設けて利率

詩史、プラーナ(Purana)等に依るも微利貸借の既に行はれしを知る以外に明細なる状態に關して何等推知するを得ない。

關しては原始佛敎書中に何等記述する所なし。(Economic Conditions according to early Buddhist Literature; Cambridge history of India, vol 1; 1922, chap VIII)を謂ふ。

註、Rhys David 女史は「微利貸借に關して殊に其初期の

詩史 Ramayana (300. B. C.) 及 Ayodaya の

Dharmasutra, 500 B. C.)は貸付けられし貨幣の

都を敘して當時にありて銀行業の商人の手によりて營々るを説き(Wheeler: History of India

利子は二十 Karshapana に對して五 Masha、即ち一ヶ月二分二厘五毛、一ヶ年一割五分となし(XII, 29) Vasishtha 法典(Vasishtha Dharmasutra 年代不明、マタ法典より古きもの)も Gautama を引用して二十 Karshapana の元本は一ヶ月に

に於ては有力なる商人に依りて手形の發行せられしを示す(Rhys David: Buddhist India; 1917. P. 101)も利率に關して何等説く所がない。

五 Masha の利子を生ずべきを示した。(II, 51)註 Gautama XII, 29, Haradatta の註に依る時 Karshapana 二十 Masha 二十 Karshapana 四 Masha 三ヶ月五 Masha の利子を生ずるのじめる。

産業の發達は資本の發生、増加を促し其増加は必然的に信用の發生を伴ふべく婆羅門教時代

Bandayana 法典(Bandayana Dharmasutra 年代不明 500 B. C. 頃か)は前二法典と異なり五 Masha の利子を生ずるは二十 Karshapana

(1000 B. C. 400 B. C.) に於ては手工業の發達と内地に於ける隊商、海港に於ける貿易商の發達とは微利貸借を必要ならしめた。婆羅門法經、法典は利率に關して明細に規定した。法典中最古なりと做さるゝ Gautama 法典(Gautama

に非ずして二十五 Karshapana ならむなり(XIX 21)て月一分、年二割二分なるべしとなして、より低歩に置いた。しかも年一割二分なるべしどの法規は單に Bandayana に見るのみで後期

諸法典すら年一割五分と定めてゐる。婆羅門法典中最も有名で現今の印度法律の制定に際して參考に供せられた Manu 法典 (Manava Dharma-sastra, 200 B. C.) も Vasishta を引用して月一分二厘五毛とす (VIII 140) Narada 法典 (Naradiya Dhamasastra 200 A. D.) も其に左袒する (I, 99)。しかも Manu, Narada の兩法典は各自其註に於て斯くの如き低歩は抵當の存して最も確實なる時に於てのみとす (Kutuk-abhatta; Sarvayna-Narayana; Raghunanda; Nandanakarya; 四氏の註) 其存せざる時は一ヶ月百 Raha に対して一 Raha の利子即年二割四分の利率が正當に課せらるべしと定めた。 (Manu VIII 140; Narada I x 1) しかも擔保品の存する時は種姓の如何に係らず年一割五分なるべきに反して擔保品の存せざる時に於ては年二割四

(Histoire de l'économie politique des Peuple ancient; 1878, vol 2; Pp. 148-149) と爲すも斯くの如き所論は該利率が法定最高限であつて其以内に於て自由に貸借し得るの事實に留意せざりしに依る誤認で古代印度の微利貸借を沮害せしは富を否定せんとする印度思想と當時の貸借の主として消費を目的とする其なりしとの兩個の理由よりして微利に加へられし非難に基因する。而して紀元前五百年以後に於ては刹帝利文明漸く隆盛にして其哲學思想も Upanished を經て六派哲學となり佛教 Jaina 教となりて思想的に刹帝利は婆羅門の上位に在るのみに非ず各地に群居する Raja も各自に勢力を扶殖して社會的重要の地位を占めしが故に婆羅門法典中に定むる各種姓に適合せしめし法規の如きは果して如何なる點まで實施せられやは不明である。當期にありては婆羅門が刹帝利の下位に在りし

であつて他の三姓は各自より高率を課せらるべきものと定められてゐる。即「利率は債務者の種姓に従ひて一ヶ月百に對して二、三、四、五なるべし」 (Vasishta II, 48; Manu VIII, 142; Vishnu VI, 2; Narada I, x, 3) 婆羅門は一ヶ月二分、刹帝利は三分、吠舍は四分、而して首陀羅は五分と定めらる。しかも這般の高率は擔保品の存せざる時、常に課せられし利率に非ずして貸手の微利を業とする時、より低き利息にては生活を支持し得ざる時に於てのみ正當に取得し得る金利にして當時の利率上に於ける法的是認せる最高限を爲せるものである。 (Manu VIII 142, Govindaraga; Medhithi; 二氏の註) Mesuli-Margny 氏は種姓を異にするに従ひて利率を異にするべきの事實は微利貸借をして著しく煩雜なるものたらしめて終に信用の發達を著し

三

みに非ず吠舍、首陀羅の如き庶民階級も社會の大部を占め一切産業を占有して産業階級として既に社會的地位を確取せしが故に斯くの如き種姓に依り利率の變更は事實上存せざりしものと思惟せらる。

擔保の存せざる時利率は月二分内至五分の高利にして、擔保の存する時は月一分二厘五毛に過ぎざるべし、この法規は當時に於て擔保品は微利貸借上に如何に重要視せられしやを示すものである。洵に擔保は貸借の保證であつて、必須不可缺の要素と做されて居た。 Brihaspati 法典 (Brihaspati Dharmasastra; 200 A. D.) は微利貸借を規定するに先ちて其冒頭に「貸主は適當の價値ある擔保存するが、確實なる保證人の存在するかに非んば貨幣を貸與する事勿れ」。(XI, 1) と説きて其を示す。擔保品 (adhikrigata) は債權



者に依りて單に保持せらるゝものと債權者に使用、享樂せらるべきものとの二に割る。(Narada I, 125) 單に保持せらるべき擔保品とは所謂質物にして債權者の單に占有するに過ぎざるものであつて、Manu 法典 VIII 150 の註に於て各註者は其例として衣服 (Medh.Kull. Ragna. 三氏)、裝飾品 (Kull. Ragna. 二氏)、露臺 (Nara.) 等を擧げる。享樂せらるべき擔保品とは債權者は擔保品を單に占有するのみに止まらず、是を使用改益し得るもので其は土地の如き不動産、竝に家畜奴隸如き動産等よりなる。(Manu; VIII 143 註) 擔保は以上兩者中何れに屬するを問はず常に引渡されし當初と等しき状態に保存せらるべきもので、若し然らざる時は、貸主は利子を失ふべきものである。而も其が不可避なる運命若しくは國法に基因せず貸主の不注意に依りて生ぜし時、加へられし損害の程度に従ひて貸主は單

のであつて若し借主の使用を許す時は衣服も裝飾品も正當に使用せらるべきものである。然らば單に保持せらるべき擔保品と使用收益せらるべき擔保品を區別せし實益の存せしは如何なる點に於てなるか。法典は此點に關して使用收益せらるべき擔保の設定せらるゝ時貸借は當然に利子を生ずる事なきを示した。(Gautama XII, 32; Manu VIII 143; Narada I, 126) 其を使用するに依りて生じたる收益及び擔保品より生ぜし果實は利子と做されて其に充當せらるゝのである。此の如きは特別の契約を必要としない、單に其擔保品の使用を許す時は當然に使用に依る有形の利益竝に擔保品より生ぜし果實は利子に充當せらるゝのである。耕地を擔保品として耕作する時、其年々の所産は當然貸主に屬する。家畜、奴隸を擔保として使用を許す時、其は常に日々の勞働に従事せしめらるゝのみに非ずして、牝

に利子を失ふのみで無く元本たる債權の一部、若しくは全部を其損害の賠償として喪失するに到る。(Narada I, 126) 擔保品は單に保持せらるべき其なると享樂せらるべき其とを問はず決して借主の許可無くして使用收益せらるゝ、事ながらべく、若し債務者の許可、承諾無くして自由に擔保品を使用收益せし暗黙なる貸主は、生すべかりし利子の半額を喪失すべく、失はれたる半額は賠償として當然債務者の所有に移るものであり、債務者は支拂ふべかりし利子の半額を支拂へば足るのである。(Manu; VIII 150; Narada I, 128) 擔保品に存する二者の區別は該擔保品の性質上、即ち使用收益せられて元本の滅却を來す事無きや否やに依りて定まるものに非ずして貸主、借主間の任意なる契約に依りて定めらるゝ。借主にして使用を契約せざる時、土地も家畜も奴隸も等しく單に保持せらるべき擔保品たるも

牛より生れし犢、女奴隸より生れたる子供等すら擔保品より生ぜし果實として當然に貸主の所有に屬する。其は當然該貸借の利子と做さるべきものなるがである。(Vishnava Dharmastira VI, 15, 100, A. D.; Narada 107) 法典は斯くの如き擔保を使用收益して利子に充當する場合を更らに二に別つ。一は肉體的利子 (Kayika) と稱せらるゝものにして、奴隸、牛、駄獸等の擔保に供せられて擔保其もの、肉體的勞働に依りて利子に充當せらるゝ其であつて、他は擔保使用に依る利子 (Bhagalaha) と稱せられ、家屋耕地等の擔保に供せられて其生ずべき果實即ち家賃、農作物を利子に充當する其である。而も斯くの如き區別は何等の實益を有しない。蓋し肉體的利子と做さるべき女奴隸に生れし子女も牝牛に生れし犢も俱に正當に貸主に屬すべきものと認められて Kayika なるも Bhagalaha なるもを

問はず、其果實は當然に利子に充當せしめらるゝが故である。法典の這般の區別を敢てする目的は Kayika は是を禁止する (Manu VIII, 153; 註)に反して Bhagalabha は是を適法として認めらるゝ存する。(Gautama; XII, 32, Manu VIII, 143; Marada, I, 129)乍併肉體的利子の中に奴隸家畜の使用収益を包含せしめて是を禁止するは明に「利益を生ずる擔保品を設定する時利子を徴收する勿れ」。(Manu VIII 153)を爲して利益を生ず可き擔保物として、土地、家畜、奴隸を掲ぐる (Ibid 註)と抵觸する。蓋し Manu VIII 153 に於て「肉體的利子 (Kayika) は課する事勿れ」と規定する Kayika なる語を Medh は「債務者の肉體的勞働に依り若しくは擔保たる家畜、奴隸の肉體の使役に依りて支拂はるゝ利子」と解するも其は單に債務者に勞役を強制して利子に充當するをのみ指稱するものにして Medh は是

を解釋して廣義に失せしめたものである。Bṛhaspati 法典も XI, 6 の註に於て「Kayika とは擔保たる牝牛より乳を搾取し馱獸を使役して利子に充當するもの」。(Viram 註)と爲すも是を禁止する事が無い。洵に奴隸、家畜の擔保として使役せられしは耕地家屋の擔保として收益せらるゝと等しく所謂 Kayika, Bhagalabha, の相異は實際上には何等存する事なきものにして Marada も奴隸の正當なる所有者によりて擔保に供せらるゝ事の適法なるを定め (V 27) 其は正當に使役せられて利子に充當せらるゝべきを示した。

毀損せし時直ちに其損失は填補せらるべく然らずんば擔保品の盜者と做されて處罰せらるゝ。(Manu VIII 14) Narada は以上の規定を單なる一切の使用収益に及ぼして毀損せると否を問はない。單に保持すべき擔保を使用収益せし賃金は全利子を喪失する上に收得せる一切の収益を返還すべきと定めた。(I, 127) しかも法典は強制的に使用せらる事あるべきを杞憂して若し使用収益せられて長期に渡るとも時効の適用せらるゝ事なきを規定した。(Manu VIII, 145)

四

法典は以上の如く普通利子に關して擔保の存せざる場合に關して明細に規定する外幾多の特殊なる利子に關して規定する。Gautama は複利、定期利子、約定利子、肉體的利子、日歩の五を擧げ (XII 34-35) Manu も特殊なる利子として複利、定期利子 (Kalavidahih) 約定利子 (Karita)

使用収益せらるゝ事なく單に保持せらるゝを擔保品の強制的に使用収益せらるゝ時等しく貸主は全利子を失ふべく (Manu VIII, 144; Vishnu; VI 5; Marada I 27) 使用に依りて其を毀損せると否を問はない。若し擔保品を使用に依りて

肉體的利子 (Kayika) を數く (VIII 153) Narada も I, 102 に等しく四種を擧ぐ。Bṛhaspati は特殊なる利子に六種ありと爲し (XI, 4) と肉體的利子 (Kayika) 定期利子 (Kalita) 複利 (Kakravidahih) 約定利子 (Karita) 日歩 (Sibhavridahih) 及び擔保使用利子 (Bhagalabha) を定めた。複利は單なる「利子に附する利子」(Narada I 104, Bṛhaspati XI 6) にて Manu は是を禁止する。(VIII 153)

定期利子は Gautama XII 34 に於ける Haradatta の註に依る時は一定期限までに支拂ふべきとの條件にて一定利率に貸借せらるゝも定められし期限までに返還せられざる時、該利率に三倍乃至四倍せる利率に變更せらるゝものである。Manu VIII 153 の註に於ては Kull. Ragh. は VIII 151 の規定「貨幣貸借に於て貨幣の形態にて支拂はるゝ利子は元本を超過せざるべく

穀物、果實、羊毛、駄獸毛髮等の利子は元本の四倍を越ゆる事なし。その其に違反せる利子なるべしと爲して其を禁止する。

約定利子とは Gautama に従ふ時は「時。所及び物に従ひて當事者の自由協定に依る利子にして月一割を越ゆるもの」(XII 35 註)にして借手の困窮せし時必要に驅られて自ら定めしものを云ふ。Manu VIII 153 註にて「不法なる利子にして元本の二倍に達するも尙増加すべきを約定せし其」(Medh.; Gov.; Nara.; Kull.; Ragh.; 爲し) Narada も Gautama を踏用して月一割以上の利子と定めた (I, 103 註) 約定利子は Manu に於ては禁止せられ、利率は最高限に於て月五分なるべく (VIII 152) 其を越えし約定は無効にして月五分の範圍に於て有効なるを示した。Gautama も消費を目的とする貸借に於ては不法なりと爲してゐる (VIII 35 註)。

を示して肉體的利子を是認する。再び I, 78 に於て債務者 krores に達する時貸主の許に奴隷と爲りて其債務を支拂ふべきを示した。日歩は毎日支拂はるべき利子にして毎日一握の穀物を支拂ふべきを約して借入せる一 Prastha の穀物の如きを云ふ。(Gautama; XII 35; Haradatta; Kautyana 註) 其を Brihaspati は毛髮利子 (Sikhavridhi) と呼び、毛髮の日々に伸びるが如く頭の毀損せられざる間、即ち元本の償還せられざる間は不斷に生じて決して止る事なき利子 (XI 78) と解す。Narada は Kayika なる利子を日歩と等しく解し Kayika は元本を表示し、元本の二倍の利子の支拂はるゝも元本の消滅せざるが故に Kayika と呼ばるゝと爲し (I, 104) 元本を消却する事なく定期的に一 kana 若しくは四分一 kana の利子の恒久に生ずべきものと規定する。

肉體的利子即ち Kayika に關しては既に説きし所で Manu は擔保使用に依る利子 (Bhagalabha) と混同せしを明にせしも肉體的利子を以つて其を借主の肉體勞働に依りて支拂はるべき利子と解する時は尙考察の餘地が存する。Manu は VIII 153 に於て明に肉體的利子を禁止するも VIII 177 に人身を擔保とする貸付を認めて「借手の貸主も同種姓なるか劣等種姓なる時貸借は肉體的勞働によりて償還せらるべし」と規定し VIII 415 に再び刑罰として奴隷たる者に言及して其は債務を支拂ふを得ざる借手の貸主の許に奴隷たる者と爲す。(Ibid, Medh., Gov.; Kull.; Ragh.; 註) 其は肉體的利子を是認せしに外ならない。Narada も「重き債務を免せられし者は貸手の下に奴隷たるべし」。(V 27) と定め奴隷たる地位を脱出せんと欲せば免せられし債務の元本と利子と支拂ふに依りて可能なる (V 30)

五

婆羅門法制は微利貸借に關して明細なる規定を設くるも毫も獎勵する事なく極度に其行はるべき範圍を極少せんとすら企圖する。法典は微利貸付を單に吠舍にのみ適法なる職業なりと爲し (Gautama, X 49; Vasistha II, 20, Manu I 90) 「國王は吠舍に其に従事するを命ずべし」。(Manu VIII 410) と定めて婆羅門刹帝利に是を禁ずる。(Vasistha II; Manu X 117) Gautama は自ら業として従事するに非れば適法なるべしと爲して婆羅門、刹帝利の貸金業に出資して其利潤の分配を受くるを是認するも自ら従事するを否定する。(X 6) 各種姓は困窮して自己に許されし生活様式にて生活を維持し得ざる時次姓の職に従事し得るものと定めらる。斯くして婆羅門及び刹帝利も異常の時に於ては微利貸付に依りて生活するを得る。而も其は困窮



して他の適法なる生活様式にて生活し得ざる時、の異例に屬するもので單なる生活維持の爲には許さるゝ事なく神聖なる目的即ち供養、祭式、施捨を行ふ時、必要な貨幣を取得る爲に罪切深き者に低率にて貸付くるを得るに過ぎぬ (Manu X 117)。Bandayana は罪切深き者を定めて義務を怠る者、吝嗇なる者、無神論者、邪惡なる者なるべしと爲し彼等に對して微利貸付を爲すも適法なるべきを示す。Narada の如きは一層微利を否定して婆羅門刹帝利のみ其に従事するを禁せらるゝのみに非ずして吠舍すら常時に於ては之れに従事するを禁せらるゝ (I, III) と爲し唯困窮止むを得ざる時にのみ是認する。這般の高姓に於ける微利の制限に關して Mesil Marigny は二個の理由の存すべきを主張して、

「一は婆羅門刹帝利等の所謂特權階級は德的模範を社會に示すべきものたるの事實にして他は做されて彼等二姓に依りて従事せらるゝに不當と爲されしが故である。各、種姓を異にするに従つて利率をも異にするべきの法規、即ち四姓は其順序に従ひて二分、三分、四分、五分、なるべしとの其は道徳的模範を示し、社會的尊敬を維持する所以に非ずして却つて特權階級の横暴貪慾を示すべき證左である。彼等各自の宗教的若しくは社會的優越の地位と特權とを亂用して所謂庶民階級を壓迫して自己の經濟的利益を伸張せんとする企圖にして一般庶民階級の憎惡と反感とを誘起する所以である。彼等の微利貸付の禁止せられし理由は一般産業に従事する事の禁止と俱に古代印度特有の其哲學思想に根底を有するものである。

婆羅門教の哲學思想は Upanishad に到りて最高潮に達する。其説く所は Platon の其と等しく身體的束縛を脱し、情慾執念を離れたる純粹

斯くの如くしてのみ特權階級は社會の尊敬に價し且つ優越せる社會的地位を確保するを得べき事實なり」。(Mesil-Marigny: op. cit, p. 148) と結論する。而も此の如きは吾人の首肯し得ざる所である。婆羅門、婆帝利の二姓のみ微利より除外せらるゝの事實は一見以上の如き解釋を妥當と爲すもしかも刹羅門刹帝利の禁止せらるゝは微利のみに非ずして農業、工業、商業、牧畜業の一切の産業である。蓋し古代印度の種姓に於ては一切産業は吠舍、首陀羅の手に委せられ婆羅門、刹帝利は各自に自己の義務即ち僧侶として一切祭式を司る事と武士として國家を統治し確立して外敵に備ふる事とに専心たるべくして産業に従事するは違法と看做される。斯くして微利の彼等二姓間に禁止せらるゝは德的龜鑑を社會に示して社會の尊敬を維持するが爲に非ずして他の産業と等しく微利貸付も一の産業と看

精神の獨立、即ち真我 (Atman) を以つて最終の境地なりと爲し、而して其を常住不變の實在 (Satyasya Stayan) 即ち大宇宙の本源たる大我 (Brahman 梵) なりと做すものである。其は我 (Atman) と梵 (Brahman 大我) との一致にして「我は梵なり」。「全宇宙は即ち我なり」。こそ其奧義である。而して這般の境地に達して我をして至高梵と一致せしむる爲には慾望を解脱し執着を厭離して一切煩惱を除去しと以つて眞性の自我に歸趣せねばならぬ。一切の執着煩惱を厭離して眞我到達する時、小我は大宇宙と一致して梵界の妙樂 (Ananda) に歸趣して無慾、無畏、無憂の寂靜界を得て不生、不死の性を取得する。斯くして財富も榮譽も一切は一時的具象體にして自我の存在を前提としてのみ價値あるべく、遂に人間至高の目的たるを得ざるのみならず、非ずして眞我到達する爲の障壁である。一



切の慾望執着は洵に悟道に於ける障害である。其は浮雲の如く常に眞性の自我を暗迷の中に鎖して煩惱の中に沈淪せしめる。一切慾望は解脱せらるべく財産に對する物慾と俱に榮光に對する精神慾並に肉慾、食慾すら厭離せらるべく否定せらるべきものである。物慾に對する否定は財富の獲得増加を目的とする一切産業の否定となり、等しく利子の收受を以つて其目的とする徴利貸付は否定せらる。斯くして財富の獲得を目的とする一切産業は蔑視せられて婆羅門、刹帝利等の高姓には不適當なる生活方法と規定せられた。彼等は自己の尊き義務に依りて生活せらるべきである。

加ふるに徴利的に多少の苦痛を債務者に感ぜしむるものにして生産的なる消費的なる如くなる目的に使用せらるゝを問はず、支拂の際に於ける其苦痛は彼等の既に取得せる收益、若し *xviii, 20; Manu IV 210* 蓋し高利貸の食は糞と等しく汚穢なるものにして (*Manu IV 210*) 其を食せし者は七日間牛乳のみにて生活して漸く清浄たるを得る。 (*Vishnu LI 9*) 彼等は祖先祭 (*śraddhas*) に招く事なかるべく「祖先祭の食にして彼等に別れしものは神の世に入る事を得ぬ」 (*Gautama XV 18; Manu III 153; 180*) と規定せらるゝ。

註、*śraddhas* は毎月新満月の時に行はるゝ式にして其目的に種々あり祈願を達する手段として、祈願を達せし時の謝恩として或は死者の祖先の靈の瞑福を祈る爲に行はる。前者 *Adhyudayika śraddha* を謂ひ後者を *Ekoddisa śraddha* を謂ふ。 (木村泰賢氏、印度哲學宗教史、四四四頁)

徴利貸付を行へる婆羅門は以上の強烈なる語句にて非難せらるゝのみで無く *Manu* は徴利によりて生活する人々に對して婆羅門と否とを問はず非難して「高利にて貸付くる時一家は速に

しくは感受せる享樂と當然に相殺せらるべき筈なるにも係らず、而も決して正當なる交換なる觀念を債務者に惹起せしむるものに非ずして寧ろ強奪なる觀念を生ぜしむるものである。而して法典は婆羅門の生活様式を定めて「全然他人に苦痛を與ふる事なき生活様式、少なくとも可能的に最少なる苦痛を與ふべき生活様式によりて生活を持続すべきもの」 (*Manu, IV, 3*) と爲す。斯くして必然的に他人の苦痛を攪伴すべき徴利貸付は宗教上哲學上婆羅門に不適當なるものである。

禁制を犯して徴利貸付を行ふ婆羅門に對して法典は非難の聲を放ちて一定の處刑を行はんとする。婆羅門にして徴利を行へる者は首陀羅と等しく遇せらるべく (*Bandayana I, 24; Manu VII 102*) 雲水行乞に際しても其食を受くる事なかるべきである。 (*Apastamba Dharma-Sutra I, 減亡すべし*)。 (*III 64*) と爲して其は處女を姦淫し誓を破りしと等しく小罪にして種姓を失ふの罪たり (*XI 62*) と定め、*Vishnu* は「法定利子の限度内に於てすら徴利を行ふ者は施捨を受くるの權利を喪失し (*XLI 1*) 且つ種姓を失ふ罪を犯せる者にして十四年の間地獄に呻吟すべく (*XL III 29*) 來世に於ては癩痢病者として再生すべし」 (*XLV 26*) と言及する。徴利貸付に對する非難はより古き法典に於てより痛烈なるを知る。 *Vasistha, Bandayana* の兩法典は徴利の罪を單なる小罪と爲す事なく最も重大なる大罪として殺人と等しく處罰せんと企てた「梵天 (*Brahma*) が學識ある婆羅門を殺せる罪人と高利貸とを衡器に載せて罪の輕重を計りし時、婆羅門を殺せる男は高く止りて高利貸は低く下降せり」 (*Bandayana I, x, 23; Vasistha II, 42*) と云ひて徴利を犯せし者の婆羅門を殺せし者より

罪重くして重罪に處せらるべきを定めた。蓋し婆羅門を殺せし男は一人を殺害せしに反して高利を業とする男は萬人を困窮の淵を沈ましめて終には死へ到らしめしに據るのである。

註、梵天 (Brahma) とは宇宙の本體たる大我即ち梵を男性化して遂に純然たる人格的創造神と爲せしものである。一切宇宙の創造主で獸畜も人類も一切は梵天より生ぜしと爲す。殊に法典の如きは所謂四種姓も梵天の、口、腕、腿、足より生ぜしと爲す。(Vaśiṣṭha, IV, 2, Manu I, 31)

六

微利貸借を是認して法定利子を制定し吠舍、首陀羅は適法に従事するを得と規定せる法典の這般の激しき語句を以つて微利を行ふ者を非難する所以は果して何に基因するか。當時に於ける經濟社會は未開にして資本の本質並に行使に關して知悉せざるが故に利子を目して無より生じたる有なりと做したるが爲と思惟する者あら

れたる金錢其他の取引にして其は微利貸付 (Kusida) と呼ばれ其に依りて生活する者を高利貸と指稱す。(I, 98) を規定する。Sthana とは貨幣若しくは其他物品の長期間持續的に一方に屬するを意味し (ibid 註) Sthana より生ずべき利潤に三種ありて一、は財貨を一定所に貯藏するに依りて生ずる利潤、二は國內に於ける商業取引に依りて取得すべき利潤、而して三は外國に關して外國貿易に従事して取得せる利潤なるべし (ibid 註) と爲した。即ち第一の其は時間上より生ずべき價格の變動に依る利益にして第二第三の其は空間上より生ずべき價格の相違に依る利得である。斯くして法典は微利貸借の對象たるべき元本を單に貨幣のみに制限する事なく其を以つて産業に従事せらるべき一切の器具及び商品の上に擴張した。一切の生産要具及び商品は貨幣と等しく Sthana に依りて利潤を生ずべ

主として消費を目的とする其にして微利貸付は有力なる土豪より貧困なる農民に對して行はれた。這般の非難は消費を目的とする貸借に關してのみ適用せらるべく、斯くしてのみより古き法典に於て非難の聲の激烈にして Manu, Vishnu, Narada, Brihaspati と後期に到るにつれて緩和せられしを了解し得る。古代に於ては主に消費の爲にせられて生産の爲にする其は僅少なりしに後期に到りては生産の爲にする貸借の増加して一般の貸借に關する觀念を變更せしに基因する。

洵に彼等は生産の爲にする微利貸借に關しては何等の非難を發する事なく法典は何等の制限を加へずして當事者の協定に委した。彼等は既に資本の本質並に行使に關して未知なるに非ず、Narada は生産的なる微利貸借を定義して

「Sthana より生ずべき利潤を目的として行はるる其所有主は借入せるに依りて借主の取得せる利潤の一部を正當に要求するを得て利子は適法に收受せらるる」。法典は貨幣以外の幾多の財貨の微利貸借の對象たるを示す。Gautama は家畜の所産、耕作物、獸畜等の微利貸借せらるべきを説き (XII 36) Vishnu は酒釀原料、棉、綿絲、羊毛、皮、武器等を示す。(VI 16)

生産的なるべき貸借に關しては法典は無干渉の態度を持す、Manu は航海に長じ時、所及び物に據りて利潤を打算し得る人々に依りて約定せられたる利率は如何に高率なるとも法律上強制力を有す (VIII 157) と爲して借入せる貨幣若しくは商品を以つて外國貿易に従事する者の利子は當然其計算せらるべき利潤額によりて協定せらるべく法典に依りて定率に制限せらるべきに非ざるを定めた。而も該法規は單に外國貿易に従事する者のみに適用せらるべきで無く一

切の商業に従事する者に擴張せらるゝものゝ爲し註者は航海のみに非ず、内地旅行、即ち隊商を含むものと解した。(Meah.; Gov.; Kull.; Ragh.; Ibid 註) Gautama は既に掲げし約定利子 (Karta) を説きて時、處、物、及び債務者の地位を考慮して當事者間の定めらるゝ月一割なる定率の其なるべし (XII 35) を爲して其は困窮の極、消費の爲に定めらるゝ事の不法なるも商人間に於て時、處、物に據りて協定せらるゝ時高利として罰せらるゝ事無きを暗示した。Manu も複利、定期利子 (kaavyidāhī) 約定利子、肉體的利子 (kalyika) の四種を VIII 153 に禁せしに係らず其は例外として商人に依りて定めらるゝ時のみ適法にして禁せらるゝ事が無い。(Ibid Medh.; Gov. ;) 而して其は商業に従事せらるゝ時のみに限らず、一切の産業に従ふ時に適用せらる。殊に原料として製造工業に使用せらるべきを説き (XII 36) Vishnu は衣服、酒、炭等を掲げ (VI, 13-16) Narada 引用書は油、酒、蜜、牛乳、牛酪、砂糖、鹽等の利子貸借の目的たりしを示す。(VII, 4) Brihaspati も合名會社を組織して微利貸付を業と爲すに關して金銀貨幣以外の酒、食料品、及び穀物の微利貸付せらるべきを示し「其は定期的にして一定期限内に限られたる短期に於てのみ貸付くべし」。(XIV, 108) を規定する。以上の食料品なる消費財は其時季に依りて価格は著しき變動の存するものにして自ら短期に於て、而も一定期間中に於てのみ貸借せらるゝに非んば損失を來すの恐れがあるが故である。

消費を目的とする貸借に關しては借手は常に貧民階級にして貸主は富者階級なるを自然とする。若し貸主にして借手の困窮せるを利用して貸借を提携する時、利率は著しく高利にして其

るべき酒釀原料、棉、綿絲、錫、鉛、銅、鐵の如き、其他利益を取得する爲に用ひらるゝ武器の如きは他の消費の爲に貸借せらるゝ物資の其利子の最高額を限定せらるゝに係らず何等の制限を受くる事なく無限に利子の増大すべきと定められた。(Vishnu VI, 16; Narada 引用書 VII, 2) 蓋し其は貸付けられて使用する間無限に利潤の抽出せらるべき生産要具が製造工業に於ける原料にして營利の對象なるが故である。

洵に古代印度に於ける微利に對する非難は單に消費を目的とする貸借に對して加へられしものにして生産の爲にする貸借に對してでは無い。而して當時の微利貸借は主として消費の爲にする其であつた。斯くして法典は幾多の消費財の微利貸借の對象たりしを示す。Gautama は耕地の所産即ち米麥果實等の利子貸借せらるべきは益々貧民の貧困の度を強むるの結果を生ずるに過ぎない。斯くして消費を目的とする貸借に關しては法典は借手の負擔を可能的に輕減せんとして幾多の利子に關する制限を規定する。「若し貸借の友情よる行はるゝ、時何等の協定の存せざる限り利子の生ずる事無く貸借後半年にして未だ返還せられざる時七ヶ月目より利子を取得するも可なるべき」を Narada は規定し (I, 108) 再び「友情に依り貸借せらるゝ時、請求せざる間は利子を生せず、請求を爲して借手の返還を拒絶せし時初めて爾後五分の利子を生ずべき」に言及する。(Narada I, 109) 蓋し友情に依りて貸借せらるゝ時其は主として消費物たるべく其は友情に依りて行はれしものにして利潤の爲にせられしに非るが故である。

法典は利子額を一定に限定する。其は消費物の貸借を主とする時、債務者の保護として必要

である。

法典は一年を越へたる利子は取らるゝ事なしと定めて (Gautama, XIII 30; Manu VII 153) 利子額を一年分に限定する。Manu VIII, 153 に於ける該規定に關する註者は各自に異なる解釋を持ち Kull.; Ragh. は「約定利子は一年以内のみ適法にして一年を越へし時法定利子に據るべきものと解し Gov. は「一年を越へし時利子は一年分のみ計上せらるべき」と爲す。而して Nara. は「一年を越へたる」(atisamvatarim) とは一年を越えし時利子は元本を超過すべきを指稱するものにして其は元本と等しき限度に於て支拂はるべきものと解する。而して何れの註に依るも一年以上の利子を同時に徴収する時債務者の負擔は過重に失すべきと認めて輕減せんと企圖ものなる事分明である。法典は貨幣に對する利子は支拂はれず長期則收無せられし時と雖

も元本と等しき額に達する時最早増大する事無きを規定する。(Gautama XII, 31; Manu, VIII 151; Vasistha II 44; Vishnu VI 11; Narada I, 106) 貨幣以外の貸借に關しても這般の制限は存するものにして元本と利子との和は穀物なる時元本の三倍なるべく (Vasistha II, 44; Narada I, 107) 衣服は四倍 (Vishnu VI, 13; Narada I, 107) 果實、羊毛、毛髮、馱獸は五倍 (Manu VIII 151) 酒、油、蜜、牛酪、砂糖、鹽等、目方に依りて貸借せらるゝものは八倍 (Vasistha, I 47; Vishnu VI, 14; Narada 31 引用書 VII 4) なるを定めて其限度に達する時最早増大せざるべきべしを示す。

過重なる債務によりて益々困厄に陥るべきを保護して其最低位の生活を保證せんと企る法典はより進んで父に依りて爲されし債務は其相續者に束縛する事無きを規定する。Gautama は父に依りて借入せられし債務も「保證に依るか、商業取引に基因するか、飲酒に依りて生ずるか、賭博の損金なるか、婚資なるか、罰金なるかの時、其相續者は適法に支拂の義務を免るべき」。(VIII 4) を定め其他一切の債務も好意的に繼承せらるゝ事あるに過ぎず (Ibid.: 40) 法律的に何等の強制力なく徳的任意行爲なるべしと規定する。蓋し父に依りて爲されし債務は一切相續者に依りて支拂はるべきものとなれば家産は分括せられて一家の存立を危くし且つ家族の集合的財産が、其管理者にすぎざる家長の個人的行爲に依りて減少する事は不合理なりと傲すに依るのである。

這般の微利に對する非難、利率に關する制限利子額の限定は微利貸借其自體を困難ならしめて其發達を阻害すると俱に一年以上の利子を禁じ利子を元本と等しき以上に増大せしめざらん

とする企の如きは長期信用を害して短期信用のみに局限し、債務は子に依りて相續せられずとの法規は微利貸付をして著しく危険なるものたらしめた。斯くして古代印度に於ては微利貸借を一少産業社會に限定して一般に行はるゝ事無きに到らしめた。紀元前四世期に Magadha (摩迦陀) に駐在せる希臘人 Megasthenes をして遂に「印度人は貨幣を高利に貸借する事なく且つ貸借の何たるやを知悉する事すらなし。高利に依りて他を苦しむるが如きは印度固有の慣習に反し、彼等は貸借を行はず擔保を要求する事なし」。(Fragmeni XXXVII) との言を爲せしむるに到つた。(Banerjee: Public Administration in Ancient India, 1916, p. 274) 斯如きは明に誤認である。而かも其は當時に於ける印度に於ては微利貸借の一般に行はるゝ事なく單に小規模に小局部に局限せられし的事實を推知せしむるものである。(終り)。大正十三年十一月二十日。